業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{20} = 0.066$

$O_{21} = 0.065$

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.001$

$O_{28} = 0.0010$

業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 2 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 2 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{19} = 0.066$

$O_{20} = 0.066$

$O_{21} = 0.065$

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.003$

$O_{27} = 0.001$

$O_{28} = 0.0010$